

## 多胎妊婦健康診査支援事業について

～双子以上の妊婦さんが安心して出産を迎えるために～

多胎児を妊娠している妊婦さんは、単胎妊婦さんよりも身体への負担が大きく、妊娠期間中の健康管理が重要となります。頻回の妊婦健康診査の受診が推奨されますので、経済的負担の軽減を図るために妊婦健康診査助成回数14回分に加えて5回分を上限に助成をします。



### 対象者

妊婦健康診査受診日に、屋久島町に住民票がある多胎妊娠の方で、交付された14回分の妊婦健康診査受診券をすべて利用した妊婦。

### 助成金額

上限5,000円を最大5回助成します。

\*助成金額は妊婦健康診査費用の全額ではありません。費用のうち、5,000円と自己負担額を比較して少ない方の金額をお支払いします。5,000円を超えた費用については自己負担となります。

以下の費用は助成対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 海外で受診した健康診査費
- (2) 健康保険が適用される診療費
- (3) 健康診査に伴わない保険外診療で支払った検査費等
- (4) 教材費、文書料、予防接種費用その他の健康診査に直接関係しない費用

### 受診から助成までのながれ

- ① 妊婦健康診査14回目までは、母子健康手帳交付時に渡された受診券をご使用ください。
- ② 15回目以降の健診費用は自費で支払っていただき、支払った領収書及び診療明細書を保管してください。
- ③ 出産後1年以内に以下のものを持参のうえ、屋久島町福祉支援課へ申請してください。  
(同一世帯員による申請も可能ですが、本人以外の口座へ振込み希望の場合は委任状が必要です。)
- ④ 審査後、後日「決定通知書」が送付され、振込口座に健診費用が振り込まれます。  
※手続きから振り込みまで約1ヶ月かかります。

	申請に必要なもの	備 考
1	屋久島町多胎妊婦の妊婦健康診査受診費償還払い申請書兼請求書	申請書の太枠内だけ記入し、印漏れのないよう注意。 本人以外の口座へ振込み希望の場合は委任状が必要
2	受診した医療機関の <b>領収書</b> 及び <b>診療明細書</b>	健診ごとに必要（原本返却希望の場合は、申請書の「領収書の返却」の欄に○印をつけてください。
4	振込先の通帳等	振込先の金融機関名・口座番号などがわかる通帳等の写し
5	母子手帳	「妊娠中の経過」のページの写し
6	印鑑	シャチハタ不可

#### 【問い合わせ先】

鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20  
屋久島町役場 福祉支援課 子育て支援係  
☎0997-43-5900 (内線 165)